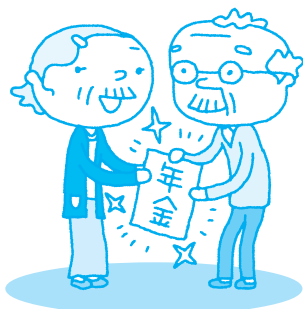


老後の生活のために…



国民年金からのお知らせ



平均寿命が延びるとともに、老後を過ごす時間も長くなっています。

老後を安心して過ごすためには、確実な収入源である国民年金や厚生年金などの公的年金は、なくてはならないものです。

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線145

20歳から60歳まで みなさんが加入します

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの人は全員が加入します。

職業などによって、加入者はつぎの3種類に分かれます。

第1号被保険者 農業者、

自営業者、学生、フリーアルバイターなど

第2号被保険者 会社員、

公務員(厚生年金や共済組合に加入している人)

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

多段階免除制度

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難なときは、申請して承認されると保険料が免除されます。全額免除と半額免除および4分の3免除と4分の1免除の4段階です。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生

であつても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

しかし、保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度がありますので、保険年金課で申請してください。

保険料の追納

国民年金保険料が免除・猶予または学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。追納された期間は、保険料が全額納付された場合と同じ扱いになります。

ただし、保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金を受けるには

①最低25年以上の保険料納付期間などが必要

※一部免除を受けた月でも、

残額の保険料を納めない月は未納期間となります。

②受け取りは原則として65歳から

※例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」があります。繰上げ請求／希望により60歳から減額された年金を受ける制度

繰下げ請求／希望により66歳以降に増額した年金を受ける制度

③年金額は年額78万8900円(平成23年度)

※金額は保険料を40年間納めたときのものです。

※定額の保険料に400円を上乗せ(付加保険料)して納めると、年金に付加年金額が加算されます。

付加年金額(年額) 200円×付加保険料を納めた月数

④受け取るための手続き先 春日部年金事務所 ☎048(737)7113

※ただし、国民年金の第1号被保険者期間のみの人は、保険年金課 ☎(43)1111 内線145へ

幸手市高齢者地域見守り支援ネットワークをご存知ですか？

市では平成23年2月15日に「高齢者地域見守り支援ネットワーク」を立ち上げました。

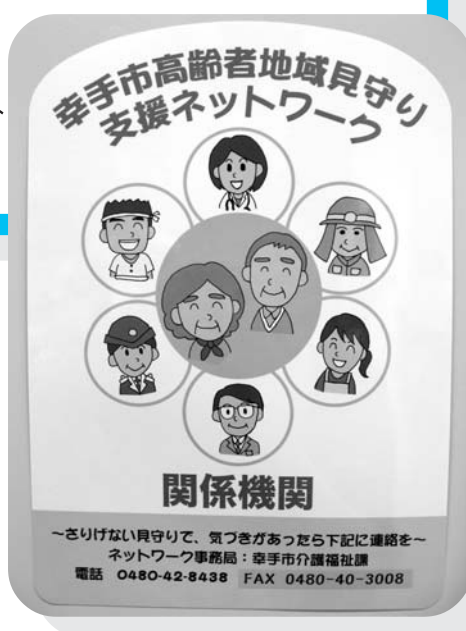
平成23年9月1日現在の幸手市人口における65歳以上の人の割合は23.19%となっており、家族構成が社会情勢とともに変化し、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しています。

また、ひと昔前であれば、隣近所や地域の中で当たり前のように行われてきた助け合いが、現在は難しくなっている状況であり、孤独死(孤立死)が全国的に社会問題化しています。このような現状の中、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活していけるよう、地域住民、関係機関および行政が連携して、地域全体で高齢者を見守る体制を整え、効果的な支援を行うことを目的としたネットワークが、この「高齢者地域見守り支援ネットワーク」です。

現在、市内の介護保険事業者や警察、医療機関、民生委員、市役所、商工会、社会福祉協議会、金融機関などの79の関係機関に、ネットワークの趣旨にご賛同・ご協力いただいています。

地域で活躍するみなさんが笑顔の高齢者を囲んでいるデザインに、高齢者を見守り支援する「つながり」を桜色(ピンク)で表現し、温かさと幸手市をイメージしています。ネットワーク関係機関にはこのステッカーを配布しています。

ネットワークのステッカーを作成



こんにちは
地域包括支援センターです



郵便受けに新聞や郵便物がたまっている

①きざし／一人暮らしになった、配偶者が亡くなった、ひきこもりがち
②気づき／新聞がたまっている、最近見かけない、いつもより具合が悪そうに見える、家の中から高齢者を大声でどなる声が聞こえる

見守りのポイント

日常生活の中で、あいさつなどを通じてさりげなく高齢者に接し、地域の中で見守っていくネットワークをつくっていきましよう。

気軽な気持ちで始めてみましょう



③さりげない見守り／見張りにならない、プライバシーにも配慮して



服装が不自然なまま外出している



④連絡(相談)／介護福祉課 高齢福祉担当 ネットワーク事務局または地域包括支援センターまで

※地域包括支援センターは、

地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族の総合的な相談や支援を行うための専門職(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を配置しています。

問合せ ○介護福祉課 ☎(42) 8438・FAX(40) 3008

○幸手東地域包括支援センター(ウエルス幸手内)

☎(42) 8438・FAX(40) 3008

○幸手西地域包括支援センター(西公民館内) ☎(40) 3443・FAX

(44) 0870